

【監理団体に対する許可取消しの内容】

1 許可取消しを行った監理団体

- (1) 監理団体名：岡山産業技術協同組合
- (2) 代表者職氏名：代表理事 宮本 誠一
- (3) 所在地：岡山県岡山市中区湊 296 番地の 3

2 処分内容

技能実習法第 37 条第 1 項第 1 号及び第 4 号の規定に基づき、令和 4 年 5 月 31 日をもって監理団体の許可を取り消すこと。

3 処分理由

傘下の実習実施者に対する監査を、監理責任者の指揮の下に、適切に実施していなかったこと、監査の終了後遅滞なく、監査報告書を外国人技能実習機構に提出していなかったこと、及び技能実習生からの相談に適切に応じるとともに、実習実施者及び技能実習生への必要な措置を講じていなかったことから、技能実習法第 37 条第 1 項第 1 号（同法第 25 条第 1 項第 2 号）及び第 4 号（同法第 42 条第 1 項）に規定する監理団体の許可の取消事由に該当するため。

【監理団体に対する許可取消しの内容】

1 許可取消しを行った監理団体

- (1) 監理団体名：たいよう協同組合
- (2) 代表者職氏名：代表理事 林 良秋
- (3) 所在地：群馬県前橋市荒牧町一丁目 49 番地 12

2 処分内容

技能実習法第 37 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号の規定に基づき、令和 4 年 5 月 31 日をもって監理団体の許可を取り消すこと。

3 処分理由

監理事業に関し手数料を受け取ったこと、主務大臣の許可を受けていないにもかかわらず監理事業を行ったことから、技能実習法第 23 条第 1 項の許可の申請の日前 5 年以内に入出国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行ったものと認められること、外部監査人による役員の監理事業に係る職務の執行の監査を行っていないこと、及び出入国又は労働に関する法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的で、外国人技能実習機構の検査に際し、同機構の職員に対し、虚偽の帳簿書類を提示したことから、同法第 37 条第 1 項第 1 号(同法第 25 条第 1 項第 2 号及び同法第 25 条第 1 項第 5 号ロ)、第 2 号(同法第 26 条第 4 号(同法第 23 条第 1 項))及び第 4 号(同法第 28 条第 1 項)の規定する許可の取消事由に該当するため。

【監理団体に対する改善命令の内容】

1 改善命令を行った監理団体

- (1) 監理団体名：MPW協同組合
- (2) 代表者職氏名：代表理事 王 歆歆
- (3) 所在地：愛媛県今治市別名町 561-11

2 処分内容

技能実習法第36条第1項の規定に基づき、令和4年5月31日をもって必要な措置をとるべきことについて改善命令を行ったこと。

3 処分理由

傘下の実習実施者に対する監査を適切に行っておらず、監理事業の適正な運営を確保するため、技能実習法第36条第1項に規定する改善命令を行う必要があると認められたため。

【監理団体に対する改善命令の内容】

1 改善命令を行った監理団体

- (1) 監理団体名：協同組合創造
- (2) 代表者職氏名：代表理事 福井 淳一
- (3) 所在地：広島県福山市昭和町1番27号

2 処分内容

技能実習法第36条第1項の規定に基づき、令和4年5月31日をもって必要な措置をとるべきことについて改善命令を行ったこと。

3 処分理由

傘下の実習実施者に対する監査を適切に行っていないこと、及び法令に従った適切な技能実習計画の作成指導を行っていないことから、監理事業の適正な運営を確保するため、技能実習法第36条第1項に規定する改善命令を行う必要があると認められたため。

【監理団体に対する改善命令の内容】

1 改善命令を行った監理団体

- (1) 監理団体名：中部クリエイト事業協同組合
- (2) 代表者職氏名：代表理事 近藤 義男
- (3) 所在地：岐阜県大垣市開発町5丁目539番地

2 処分内容

技能実習法第36条第1項の規定に基づき、令和4年5月31日をもって必要な措置をとるべきことについて改善命令を行ったこと。

3 処分理由

傘下の実習実施者に対する監査を適切に行っていないこと、及び法令に従った適切な技能実習計画の作成指導を行っていないことから、監理事業の適正な運営を確保するため、技能実習法第36条第1項に規定する改善命令を行う必要があると認められたため。

【監理団体に対する改善命令の内容】

1 改善命令を行った監理団体

- (1) 監理団体名：東毛テクノ開発協同組合
- (2) 代表者職氏名：代表理事 阿部 員可
- (3) 所在地：群馬県館林市尾曳町 2706 番地の1

2 処分内容

技能実習法第36条第1項の規定に基づき、令和4年5月31日をもって必要な措置をとるべきことについて改善命令を行ったこと。

3 処分理由

傘下の実習実施者に対する監査を適切に行っておらず、監理事業の適正な運営を確保するため、技能実習法第36条第1項に規定する改善命令を行う必要があると認められたため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：葵護謨工業株式会社
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 天野 繁久
 - (3) 所在地：愛知県豊田市豊松町人見 6 番地

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（2 件）
令和元年 5 月 14 日認定「認1906004554」「認1906004555」

- 3 処分等内容
技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、令和 4 年 5 月 31 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
認定計画に従って技能実習を行わせていなかったと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：株式会社ASK Trust
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 浅香 喬之
 - (3) 所在地：石川県野々市市徳用三丁目 193 番地

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（9件）

平成30年10月5日認定「認1807008529」「認1807008530」「認1807008531」
令和元年10月4日認定「認1907008281」「認1907008282」「認1907008283」
令和2年8月6日認定「認2007003623」「認2007003624」「認2007003625」

- 3 処分等内容
技能実習法第16条第1項第2号の規定に基づき、令和4年5月31日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったと認められることから、技能実習法第16条第1項第2号（同法第9条第6号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：内野 秀和
 - (2) 代表者職氏名：内野 秀和
 - (3) 所在地：山口県宇部市厚南北二丁目 19 番 17 号

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（3件）
平成30年11月2日認定「認1809020215」「認1809020216」「認1809020217」

- 3 処分等内容
技能実習法第16条第1項第1号の規定に基づき、令和4年5月31日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
認定計画に従って技能実習を行わせていなかったと認められることから、技能実習法第16条第1項第1号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社 S・H 工業
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 佐々木 強
- (3) 所在地：北海道二海郡八雲町落部 748 番地 14

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（6 件）

平成30年 5 月 11 日 認定「認1701003794」

同年 5 月 14 日 認定「認1801000635」「認1801000636」

同年 6 月 12 日 認定「認1801000420」「認1801000421」「認1801000422」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号、第 5 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 4 年 5 月 31 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って技能実習を行わせていなかったと認められること、外国人技能実習機構の職員に対し、虚偽の帳簿書類を提示したこと、及び事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせ、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号、第 5 号及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：大洞印刷株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 大洞 正和
- (3) 所在地：岐阜県本巣市下真桑 290 番 1

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（14 件）

平成30年 9 月 4 日認定 「認1806034039」 「認1806034040」 「認1806034041」
「認1806034042」 「認1806034043」 「認1806034044」
令和元年 8 月 22 日認定 「認1906027138」 「認1906027139」
同年 8 月 29 日認定 「認1906028519」 「認1906028520」 「認1906028521」
「認1906028522」 「認1906028523」 「認1906028524」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、令和 4 年 5 月 31 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って技能実習を行わせていなかったと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：越智 晃
- (2) 代表者職氏名：越智 晃
- (3) 所在地：愛媛県今治市馬越町2丁目2番26号ヒルサイドコート203号

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（15件）

- 令和元年9月5日認定「認1911003597」
- 同年10月1日認定「認1911004084」
- 同年12月18日認定「認1911006334」
- 令和2年1月8日認定「変認1911000140」
- 同年6月2日認定「認2011000738」
- 同年6月12日認定「認2011001402」
- 同年6月24日認定「認2011001563」
- 同年7月10日認定「認2011001642」「認2011001643」
- 同年7月30日認定「認2011002159」
- 同年9月14日認定「認2011002953」「認2011002954」「認2011002955」
- 同年11月10日認定「認2011003894」
- 同年11月12日認定「認2011003774」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第1号及び第5号の規定に基づき、令和4年5月31日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って技能実習を行わせていなかったと認められること、及び外国人技能実習機構の職員に対し、虚偽の帳簿書類を提出並びに虚偽の答弁をしたことから、技能実習法第16条第1項第1号及び第5号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：有限会社カケエ
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 掛江 邦彦
- (3) 所在地：広島県府中市高木町 1330 番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（10 件）

平成30年 4 月10日認定 「認1709006176」「認1709006177」「認1709006178」
同年 4 月18日認定 「認1709007198」「認1709007199」「認1709007200」
平成31年 2 月 1 日認定 「認1809026190」「認1809026191」
令和 2 年 3 月27日認定 「認1909024304」「認1909024305」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 5 号の規定に基づき、令和 4 年 5 月 31 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って技能実習を行わせていなかったと認められること、認定計画に従って賃金を支払っていなかったと認められること、技能実習生との間で、技能実習計画と反する内容の取決めをしたと認められること、及び外国人技能実習機構の職員に対し、虚偽の帳簿書類を提示したことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号、第 2 号（同法第 9 条第 6 号）及び第 5 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：株式会社勝山商店
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 勝山 龍子
 - (3) 所在地：福岡県福岡市東区大字志賀島 870 番地

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（8 件）
 - 令和元年 8 月 2 日認定「認1912003462」「認1912003463」
 - 令和 2 年 9 月 3 日認定「認2012003338」「認2012003339」
 - 同年 9 月 30 日認定「認1912021424」「認1912021425」「認1912021426」
「認1912021427」

- 3 処分等内容
技能実習法第 16 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、令和 4 年 5 月 31 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
外国人技能実習機構の職員に対し、虚偽の帳簿書類を提出及び提示したことから技能実習法第 16 条第 1 項第 5 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：株式会社ステップ・ワン
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 加藤 信昭
 - (3) 所在地：福島県いわき市錦町大島 187 番地

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（8 件）

平成30年 3 月 9 日認定「認1702002002」「認1702002003」「認1702002004」
同年 9 月12日認定「認1802007485」
平成31年 2 月15日認定「認1802012637」「認1802012638」「認1802012639」
令和元年10月28日認定「認1902006543」

- 3 処分等内容
技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、令和 4 年 5 月 31 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
認定計画に従って賃金を支払っていなかったと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：中野水産加工株式会社
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 中野 竜太
 - (3) 所在地：石川県七尾市大田町壱壱壱部 18 番地 6

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（3 件）
 - 平成30年 5 月 24 日認定「認1707003883」
 - 同年12月14日認定「認1807010885」
 - 令和 2 年 6 月 1 日認定「認2007000451」

- 3 処分等内容
技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づき、令和 4 年 5 月 31 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
認定計画に従って賃金を支払っていなかったと認められること、及び技能実習生との間で認定計画と反する内容の取決めをしたと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 2 号（同法第 9 条第 6 号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：服部製紙株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 服部 正和、代表取締役 矢野 雅司
- (3) 所在地：愛媛県四国中央市金生町山田井 171 番地 1

2 認定の取消しを行った計画の認定番号 (21 件)

平成30年 8 月17日認定 「認1811003402」 「認1811003403」 「認1811003404」
「認1811003405」 「認1811003406」 「認1811003407」
「認1811003408」 「認1811003409」 「認1811003410」
「認1811003411」
令和元年 8 月16日認定 「認1911001366」 「認1911001367」 「認1911001368」
「認1911001369」 「認1911001370」 「認1911001371」
「認1911001372」 「認1911001373」 「認1911001374」
令和 2 年 1 月14日認定 「認1911006936」
同年 9 月 2 日認定 「認2011001581」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、令和 4 年 5 月 31 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って技能実習を行わせていなかったと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社ハルミフーズ
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 新保 晴巳
- (3) 所在地：北海道二海郡八雲町落部 574 番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（63 件）

平成30年 6 月 6 日認定 「認1801000219」 「認1801000220」 「認1801001070」
「認1801001071」 「認1801001072」 「認1801001073」
「認1801001074」 「認1801001075」 「認1801001076」
「認1801001077」 「認1801001078」
同年 6 月 29 日認定 「認1801002254」 「認1801002255」 「認1801002256」
「認1801002257」 「認1801002258」 「認1801002259」
「認1801002260」 「認1801002261」 「認1801002262」
「認1801002263」 「認1801002264」 「認1801002265」
同年 7 月 11 日認定 「認1801003152」
同年 8 月 7 日認定 「認1801002266」 「認1801002267」 「認1801002268」
平成31年 4 月 12 日認定 「認1801010599」 「認1801010600」 「認1801010601」
「認1801010602」
令和元年 6 月 7 日認定 「認1901001181」 「認1901001182」 「認1901001183」
「認1901001184」 「認1901001185」 「認1901001186」
「認1901001187」 「認1901001188」 「認1901001189」
「認1901001190」
同年 6 月 21 日認定 「認1901001890」 「認1901002028」 「認1901002029」
「認1901002030」 「認1901002031」 「認1901002032」
「認1901002033」 「認1901002034」 「認1901002035」
「認1901002036」
同年 8 月 23 日認定 「認1901003778」 「認1901003779」 「認1901003780」
令和 2 年 8 月 28 日認定 「認2001003285」 「認2001003286」 「認2001003287」
「認2001003288」 「認2001003289」 「認2001003290」
「認2001003291」 「認2001003292」 「認2001003293」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 4 年 5 月 31 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせ、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（同法第 10 条第 9 号）及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：有限会社美里工芸
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 油井 真里子
- (3) 所在地：長野県小諸市大字市 647 番地 1

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（6件）

令和元年9月17日認定「認1905004029」「認1905004030」「認1905004031」

令和2年8月18日認定「認2005002832」「認2005002833」「認2005002834」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第1号の規定に基づき、令和4年5月31日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って技能実習を行わせていなかったと認められることから、技能実習法第16条第1項第1号に規定する認定の取消事由に該当するため。